板橋区

イノベーション創出・社会実装推進プロジェクト

研究開発プログラム　実施要領

令和8年11月

目次

１．本事業の概要 —— 2
２．本プログラムの概要 —— 7
３．応募について —— 18
４．審査方法・審査基準について —— 26
５．留意事項 —— 29
６．本事業の問い合わせ先 —— 31

１．本事業の概要

１．本事業の概要（１）本事業の実施背景

本年度、今後10年間の産業振興政策の指針となる「板橋区産業振興構想2035」を策定しました。
「新たな発見に出会える、ブランド創造都市」を実現すべく、成長志向の産業育成に取組みます。



産業振興構想の策定背景

- 長期的な区内産業の発展のため、区内産業の現状と産業振興を巡る世の潮流を踏まえ今後10年間の板橋区の産業振興政策の指針となる**「板橋区産業振興構想2035」**を策定
- 本構想は上位計画の「板橋区基本構想」との連携・整合を図り、産業分野の目標達成をめざす個別計画として位置付ける

本構想を通じて目指す姿・主な取り組み内容

- 多様な産業が集積・発展し生み出してきた板橋区らしい魅力や強みを活かした2035年の将来像として**「新たな発見に出会える、ブランド創造都市」**を設定
- **「変革」「連携」「集積」**を基本的な視点とし、**成長志向の産業育成**に取り組む
- 区が産業振興に関わるプレイヤーのハブとなり連携を強化することで、**「産業の成長」**と**「区民生活の質の向上」**が循環するブランド創造都市を目指す

１．本事業の概要（２）本事業の目的

将来像の実現に向けて「産業の成長と区民生活の質向上」の循環を区内外の様々なプレイヤーの共創を通じて創出するために「板橋区イノベーション創出・社会実装推進プロジェクト」を立ち上げました。

2035年の板橋区産業の将来像

新たな発見に出会える、ブランド創造都市

生み出した製品・
サービスが
新たな収益の柱となる



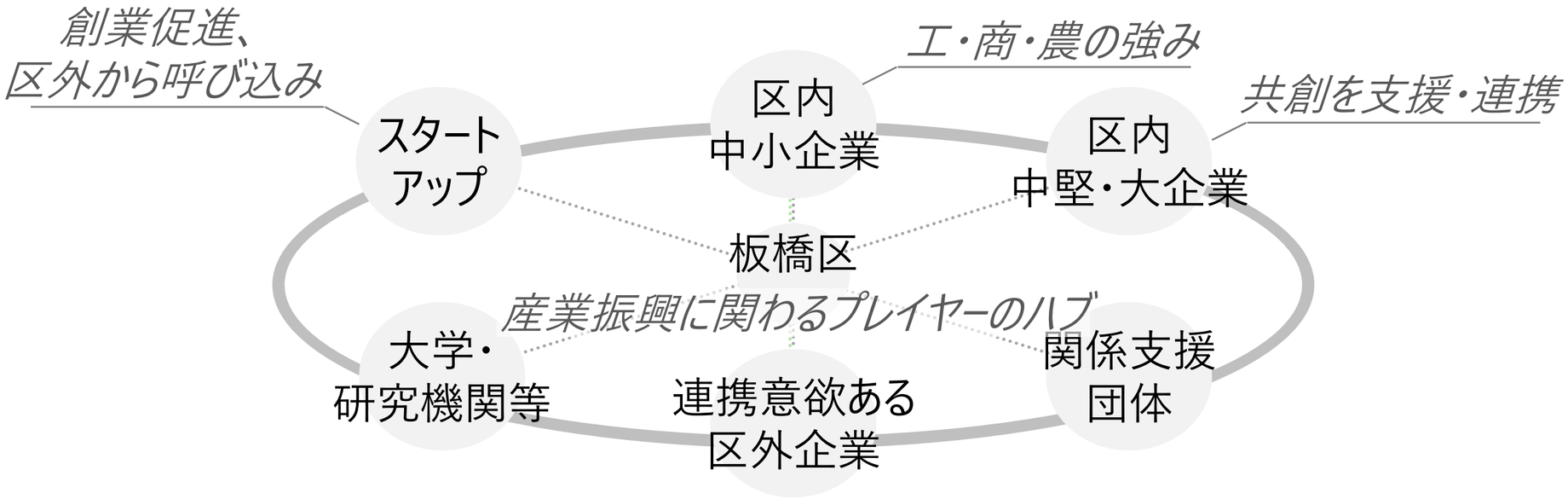
区内産業の成長 ⇔ **区民生活の質向上**



区内外の様々なプレイヤーが
共創し
新しい製品・サービスを生み出す

生み出した製品・
サービスがいたばしの
暮らしを豊かにする





１．本事業の概要（３）本事業の全体像

本事業は「共創プログラム群の実施」と「共創コミュニティの形成」によって構成されています。
今回の応募対象は「研究開発プログラム」となります。

板橋区イノベーション創出・社会実装推進プロジェクト

- 事業内容①：産業成長と区民生活の質向上の両方に繋がる、共創プログラム群の実施
- 事業内容②：共創意欲を持つプレイヤーの集積・連携を促す共創コミュニティの形成

実証・実装プログラム

最大2.5年間
実証：1.5年 ＋ 実装：1年



技術の有効性検証、事業化、社会実装

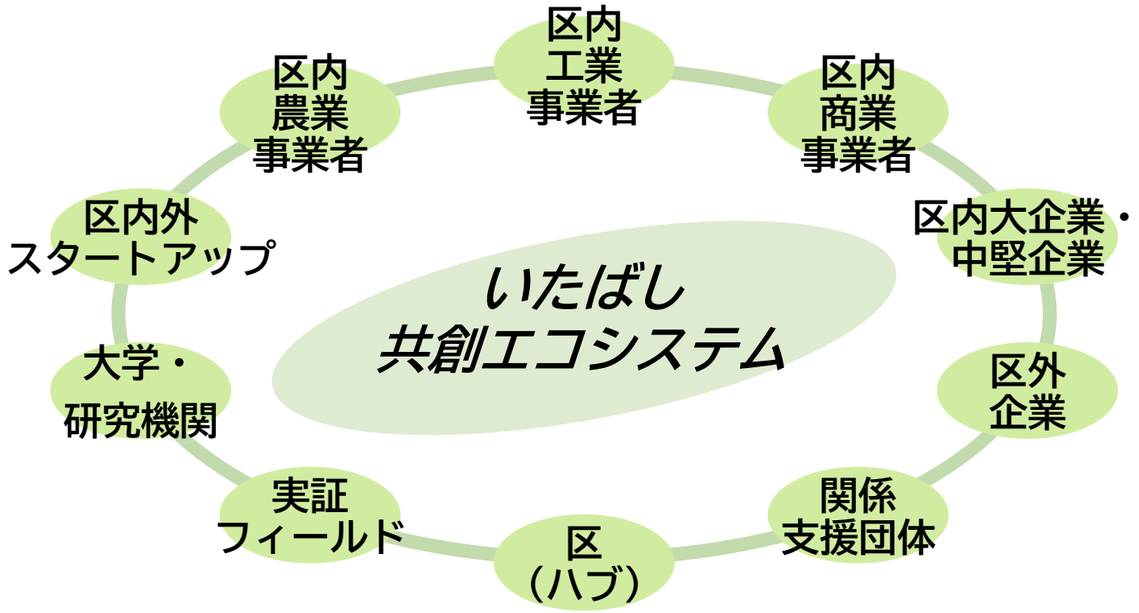
募集対象

研究開発プログラム

1年間



技術検証可能な新製品の開発



本コミュニティの概要は板橋区のHPをご覧ください
https://www.city.itabashi.tokyo.jp/bunka/chusho/1064137/index.html

１．本事業の概要（４）本事業の特徴

本事業は、区内事業者や区内外スタートアップの共創による、区の産業振興・生活の質向上に資する新たな新製品・サービスの開発・創出を重視しております。

本事業における共創のあり方

**区内事業者と区内外のスタートアップの双方による
自社技術・ノウハウの提供を通じて、
双方にとって新たな製品・サービスの開発・創出に向けて協働すること**

本事業のご活用メリット

- 自社の事業拡張・転換に取り組む契機の獲得
- 自社単独では難しい新たな領域に取り組む環境の獲得
- 地域との繋がり強化・新たな繋がりの獲得
- 区の各種媒体やイベントを通じた公共領域での実績・PR機会の獲得

２．本プログラムの概要

２．本プログラムの概要（１）本プログラムの目的・概要

研究開発プログラムでは、事業者と研究機関の連携による製品開発・改良を目的として実施し、
最大３件採択します。

プログラム名称	板橋区イノベーション創出・社会実装推進プロジェクト 研究開発プログラム
目的	板橋区内企業と区内外のスタートアップを中心とした事業者と研究機関の連携による、製品の開発・改良
採択件数	最大３件を採択予定
研究開発委託金	最大２００万円（税込）まで
採択対象とするプロジェクトテーマ	■以下2要件を満たしていれば、領域は問わないフリーテーマとしての提案が可能です。 要件(1)板橋区で取り組む意義・必要性 要件(2)板橋産業ブランド創造への寄与

２．本プログラムの概要（２）実施スキーム

本プログラムは事業者と研究機関の連携による製品開発・改良を支援する1年間のプログラムです

研究開発プログラムの実施スキーム

（事務局）

板橋区産業振興課

本事業の委託事業者（運営事業者）

情報連携　⇅　**支援提供**

（製品開発・改良の現場）

採択事業者　連携　研究機関担当者

■ 応募時点で、連携する研究機関と、具体的な連携内容について合意している必要があります

■ 「共同研究」もしくは「技術指導・性能評価」のいずれかが行われる連携のみを支援対象とします（特許利用のみ、受託研究のみなどのプロジェクトは本プログラムの対象外）

※詳細は「３．応募について（２）対象となるプロジェクトの要件」をご確認ください

２．本プログラムの概要（３）主な支援メニュー

採択事業者が本プログラムにおいて受けることができる主な支援メニューは以下のとおりです。

1	**事業者と研究機関の連携における PMO・伴走支援**	研究開発における課題・リスク発生時の調整・サポートなど、事務局による伴走を通じて、円滑なプロジェクト推進を支援します
2	**プロジェクト推進にかかる費用面のサポート**	採択事業者による研究開発に対する費用として、研究開発委託金を支給します **（年200万円（税込））**
3	**製品開発・改良完了後の実証・実装や販路開拓など、出口戦略の提供**	本プログラムを通じて開発・改良する製品の量産・販売に向けた戦略検討や販売先の検討を支援します プロジェクト内容に合った、翌年度以降活用可能な国・都・区の支援のご紹介および参画を支援します
4	**プロモーションの支援**	区の広報媒体や各種区内イベントにおいてプロモーションを支援します

２．本プログラムの概要（４）実施スケジュール

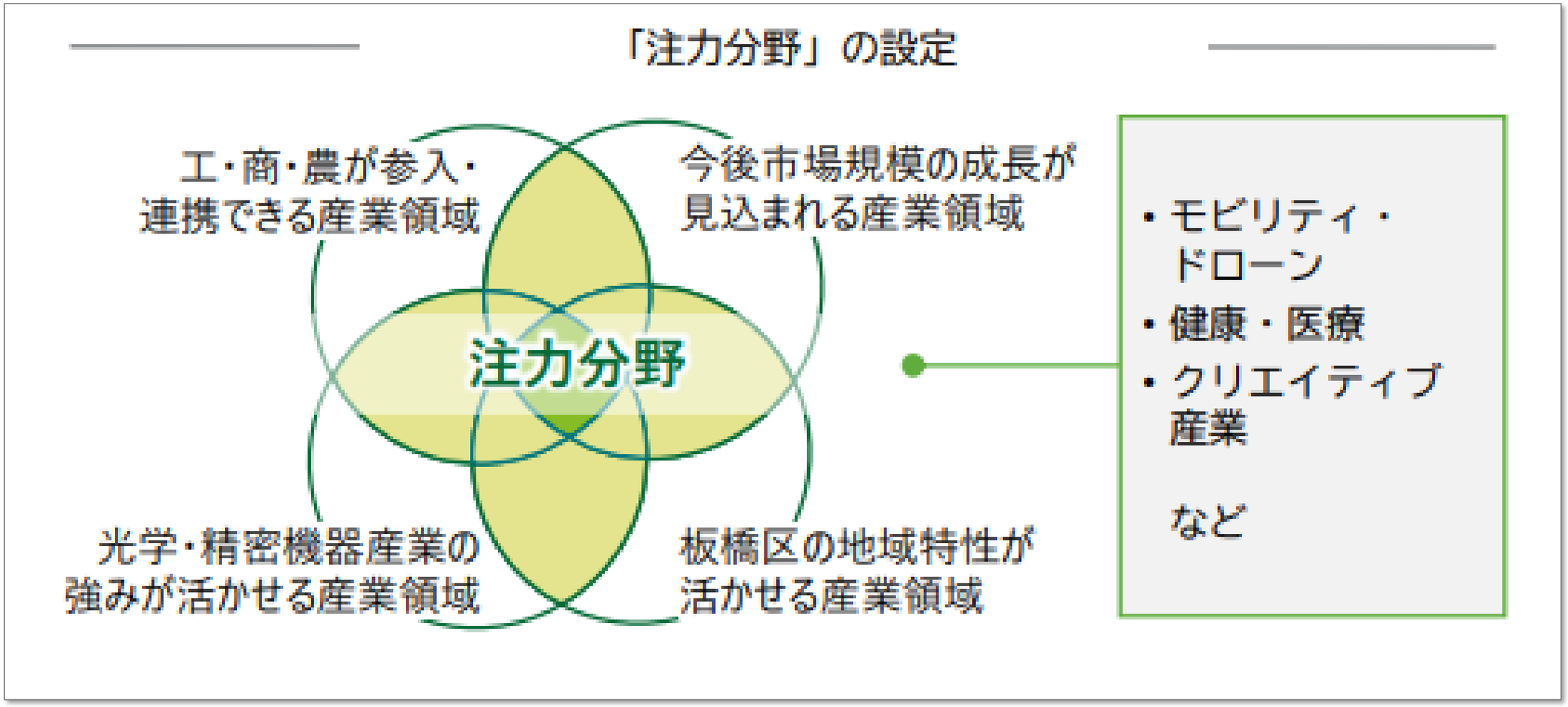
本事業はR9年1月に公募を開始し、審査を経てR9年4月からプログラムを開始、
R10年3月に成果報告を実施する想定です。※1



※1
■ R9年度・R10年度の実施については区の予算成立後の確定になります。
区の会計上、実施が約束されるものではありません。
※2
■ 契約締結に係る期間は応募内容・研究機関ごとに調整となりますが、3月に採択結果通知後、
迅速に契約締結できるよう、事業者と研究機関にてご準備を進めておいていただきますようお願いします
（本プログラムにおける契約方法についての詳細は「３．応募について（２）対象となるプロジェクトの要件」
を参照ください）

２．本プログラムの概要（５）推奨テーマ

本プログラムにおける推奨テーマを、「板橋区産業振興構想2035」にて掲げられている注力分野を例として、次頁以降にてご紹介します。



出典：板橋区『板橋区産業振興構想2035』

※上記はあくまで推奨するテーマの例示であり、応募対象となるプロジェクトをこれらの領域やキーワードに限定するものではありません。板橋区の未来を創造する自由な発想の提案を歓迎します。

２．本プログラムの概要（５）推奨テーマ

推奨分野におけるテーマ例をご紹介します。

テーマ分野例	プロジェクトテーマ例
モビリティ	**自動走行機能等を備えた次世代モビリティの導入による、移動負担軽減と暮らしやすさの向上** ―例：高齢者の買物・通院負担軽減、商店街・団地におけるラストワンマイル移動　等
	物流拠点や商業集積を活かした、物流最適化・人手不足対応につながる物流サービスの創出 ― 例：共同配送、配送ルート最適化、自動運転・配送支援技術による都市型物流の高度化　等
ドローン	**平時と災害時にマルチユースによる防災の力の向上** ―例：河川航路の整備・活用、インフラ点検　等
	多様な産業の集積と消費地近接の特性を活かしたドローン活用の促進 ―例：光学・精密機器産業を活かしたプロトタイプ生産拠点の形成　等
健康	**「歩きたくなる」まちなかづくりの実現** ―例：商店街・緑地・川辺をフィールドとした健康増進プログラム　等
	AIを活用したウェルネス産業の振興 ―例：ウェアラブルデバイスやアプリによる健康状態の可視化　等
医療	**デジタル技術の活用による、医療へのアクセシビリティ向上と負担軽減** ― 例：遠隔診療・オンライン診療、医療従事者・介護士の負荷軽減につながる仕組みづくり 等
	自宅や介護施設等での利用を見据えた、身近な医療・介護機器の開発と社会実装 ― 例：在宅で利用可能な小型医療機器、介護施設で活用できるモニタリング機器　等

※上記はあくまで推奨するテーマの例示であり、応募対象となるプロジェクトをこれらの領域やキーワードに限定するものではありません。板橋区の未来を創造する自由な発想の提案を歓迎します。

２．本プログラムの概要（５）推奨テーマ

推奨分野におけるテーマ例をご紹介します。

テーマ分野例	プロジェクトテーマ例
クリエイティブ（絵本・アート等）	**ものづくり基盤とデザイン力の融合による、板橋発の高付加価値商品・ブランド創出** ― 例：印刷・製本技術とアート、デザイン、ライセンス活用を組み合わせた新商品開発　等
	次世代クリエイターが育ち、区内外の人材が集まる創造都市型コミュニティの形成 ― 例：学生や若手クリエイターとの共創、文化施設・図書館・美術館等と連携した創作・発表機会の創出 等
農業	**都市農業と先端技術の融合による、板橋らしい高付加価値な農業モデルの創出** ― 例：気候変動等に対応した栽培技術の導入、センシングやデータ活用による生産性向上　等
	農とのふれあいや食育、健康づくりと連動した、暮らしに近い都市農業の展開 ― 例：農体験や収穫体験とウェルネスを掛け合わせたプログラム、緑地や地域拠点と連動した食育・健康増進の取組　等

※上記はあくまで推奨するテーマの例示であり、応募対象となるプロジェクトをこれらの領域やキーワードに限定するものではありません。板橋区の未来を創造する自由な発想の提案を歓迎します。

２．本プログラムの概要（６）板橋区の資源

板橋区では区内産業・区民生活の両面に裨益する多様な資源を有しています。

次頁以降にて板橋区の資源概要を提示します。プロジェクト検討の参考としてください。

産業

光学・精密機器等のものづくり企業の存在



都内外物流拠点の結節点



絵本産業の中心地



都市型農業



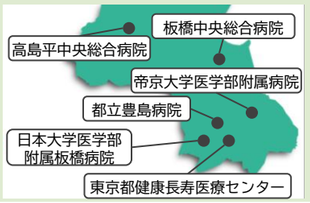


生活

大規模集合団地の展開



医療機関の集積



地域密着型で生活を支える商店街



荒川・新河岸川などを核としたかわまちづくり



再開発地域におけるスマートシティ推進



２．本プログラムの概要（６）板橋区の資源

板橋区には工業・商業・農業と多様な産業が集積しています。

	資源概要	エリア例	関連キーワード
産業	**光学・精密機器等のものづくり企業の存在**	工業専用地域（新河岸・舟渡エリア）	光学・精密機器産業、板橋産業ブランド、先端技術と伝統技術の融合、アートとものづくりの融合、製品技術大賞、住工調和 等
	都内外物流拠点の結節点	板橋トラックターミナル（高島平）、MFLP（舟渡）	物流拠点、モビリティ、配送DX 等
	絵本産業の中心地	いたばしボローニャ絵本館（常盤台）、板橋区立美術館（赤塚）	絵本のまち板橋、いたばし絵本フェスタ、クリエイター、絵本のまちひろば、絵本さんぽ 等
	都市型農業	農地・区民農園（赤塚）	板橋農業、農業人材育成、農業と商工業の連携、板橋農業まつり、新たな農とのふれあい機会、気候変動等に応じた農業技術活用 等

２．本プログラムの概要（６）板橋区の資源

板橋区では区民の生活の質向上を目指した多様な取り組みを行っています。

	資源概要	エリア例	関連キーワード
生活	**大規模集合団地の展開**	高島平団地、高島平緑地 等	暮らし続けたいまち、防災、ウェルフェア、にぎわい、UDCTak 等
	医療機関の集積	健康長寿医療センター（栄町） 等	医療機関、医工連携、心身の健康、いたPay健幸ポイント 等
	地域密着型で生活を支える商店街	ハッピーロード大山商店街（大山） 等	板橋のいっぴん、いたばしPay、交流、食を楽しむ 等
	荒川・新河岸川などを核としたかわまちづくり	荒川・新河岸川エリア	ITTA KAWAMACHI PROJECT、アーバンリバーパーク、自然地 等
	再開発地域におけるスマートシティ推進	高島平、板橋駅西口地区、大山駅周辺地区 等	モビリティ、スマートエネルギー 、グリーンインフラ、板橋ドローンフィールド 等

３．応募について

３．応募について（１）応募資格

本事業の応募対象者は、以下の事項を満たす「区内事業者」または「スタートアップ」となります。

対象	対象ごとの応募資格	共通の応募資格
区内事業者	1. 板橋区内に事業所（工場・営業所・店舗 等）を有している 2. 中小企業基本法にて定められる中小企業または小規模事業者に該当する事業者（個人を除く。）※1	1. 法人事業税及び法人住民税を滞納していない者 2. 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。※2 3. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 4. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。 5. 東京都板橋区暴力団排除条例（平成24年東京都板橋区条例第28号）第2条 に規定する暴力団等と密接な関係があると認められる者との関与がないこと。
スタートアップ	1. 創業後及び第二創業後概ね10年を超えないこと 2. 中小企業基本法にて定められる中小企業または小規模事業者に該当する事業者（個人を除く。） 3. 応募時点で株式市場において未上場であること 4. 今後、板橋区内での事業展開・社会実装を志向している	

※1：中小企業基本法にて定めら れている中小企業または小規模企業者の定義における 「常時使用する従業員の数」 の要件を満たす場合は、以下の法人格＊による申し込みも可能です。
＊一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人、
医療法人、社会福祉法人、中小企業支援法第２条第１項第４号に規定される中小企業団体

※2：地方公共団体の競争入札等に参加する資格のない者として定められた要件（契約締結能力のない者、破産者、過去の契約で不正行為を行った者など）に当てはまらないことを示します。

３．応募について（２）対象となるプロジェクトの要件

本事業の応募に際しては、以下の考え方を踏まえてください。

区と採択事業者間における知財等の扱いについて

■ 区と採択事業者間における「知的財産権の帰属」「機密情報の取り扱い」「情報公開」では、
以下を基本的な考えとしています。ご認識・ご了承の上本プログラムへ応募ください。

知的財産権の帰属	• 本プログラムの成果物である「成果報告書」は区に帰属します。「成果報告書」以外の生み出された知財の帰属先は採択事業者と研究機関間の契約の定めに則ります
機密情報の取扱い	• プログラム推進で得た情報を業務履行以外の目的に使用せず第三者に漏らしません。事業終了後も同様です
情報公開	• 事務局・事業者双方ともにプロジェクトの内容及びその成果を公表できるものとしますが、公表に先立ち相手方と協議します

３．応募について（２）対象となるプロジェクトの要件

本事業の応募に際しては、以下の考え方を踏まえてください。

採択事業者と研究機関間の契約について

■ **採択事業者と研究機関間での契約は両者間でご自由に実施頂けます**が、本プログラムでは**契約内容に「共同研究」もしくは「技術指導・性能評価」を含む連携を支援対象**としています。
（事業者が研究機関の特許を利用するのみ、もしくは、事業者から研究機関に一部研究を委託するのみのプロジェクトなどは対象外となります）

■ 採択事業者と研究機関との契約においては、
契約開始日はR9年度4月以降、契約終了日はR9年度3月31日である必要があります
（契約開始日は採択後、事務局と協議の上調整させて頂きます）

■ 以下について、**応募時点で採択事業者と研究機関の間で合意している必要があります**

1. 連携する研究機関・研究者
2. 応募事業者と研究機関の役割分担、具体的な連携内容
3. 採択された場合、研究機関との契約が締結される時期の見込み（採択通知は3月上旬ころに発出予定）※1

※1：採択事業者・研究機関間での契約以外で必要となる契約がございましたらプロジェクト計画書に記載ください
（区・運営事業者・採択事業者・研究機関の4者間でのNDA締結等）

３．応募について（２）対象となるプロジェクトの要件

本事業の応募に際しては、以下の考え方を踏まえてください。

連携する研究機関について	■ 本プログラムにおける「研究機関」とは、大学、高等専門学校、国または地方自治体が設立した研究機関若しくは独立行政法人を指します。これらに該当する機関との連携が本プログラムにおいての支援対象になります。
複数応募について	■ 異なるプロジェクトの内容であれば、実施主体として複数応募することは可能です。 ※複数応募の場合は、応募対象となるプロジェクトごとに「プロジェクト計画書」を作成してください。
他事業の助成金・補助金の扱い	■ 本事業で支給する「研究開発委託金」は、その他の事業における助成金・補助金と異なる使途の経費に対するものであれば使用可能です。 ※ただし、他事業の助成金・補助金を併用する場合は、当該助成金・補助金の交付ルール等に抵触しないことを、各事業者においてあらかじめご確認ください。

３．応募について（３）応募方法及び提出書類

応募に際しては、次の表に掲げる書類等を期日までに手順に従って提出してください。

提出書類	提出期日	様式番号	提出方法	提出先
①質問票 （※1）	令和9年 1月15日 （金） 17時まで	—	• 応募に関する質問がある場合は「質問フォーム」で提出（書面での提出は不要）	「質問フォーム」リンク↓ ※公募開始日1/12（火）よりフォームを公開します
②誓約書 （※2）	令和9年 1月22日 （金） 17時まで	様式1	• 以下2段階の手順で提出・報告してください ① 事務局宛てにメールで提出 件名：**【板橋区イノベ】研究開発プログラム_応募書類提出（企業名）** ② メールにて応募資料の提出後、「応募書類提出完了報告フォーム」にて、応募書類の提出が完了したことを報告してください	いたばし共創エコシステム運営事務局 （合同会社デロイト トーマツ） itabashi_co-creation@tohmatsu.co.jp 「研究開発プログラム応募書類提出完了報告フォーム」リンク↓ ※公募開始日1/12（火）よりフォームを公開します
③会社概要		—		
④プロジェクト計画書 （※3）		様式2		
⑤登記事項証明書 又は準ずる書類		—		
⑥法人事業税及び 法人住民税の納税証明書 （直近1期分）		—		
⑦税未納理由申立書 （※4）		様式3		

※1：質問への回答は、全ての応募事業者に一括で電子メールにて送信するとともに、その後板橋区ホームページで公開する予定です。
　　なお、審査の詳細に関わる事項など、質問内容によっては回答しかねる場合がございます。
※2：本書類を作成するうえでは、別紙の記載例も参照ください。
※3：複数申請する場合は、プロジェクトごとにプロジェクト計画書を提出ください。また、本書類を作成するうえでは、別紙の記載例も参照ください。
※4：決算期に達していないなどの正当な理由により⑥が提出できない場合に限り、提出が可能です。
　　また、本書類を作成するうえでは、別紙の記載例も参照ください。

３．応募について（３）応募方法及び提出書類

各種書類の提出方法は以下の通りです。

提出書類	提出方法
登記事項証明書 又は準ずる書類 （履歴事項全部証明書など）	法務局へ申請し、発行された原本（コピーは不可）のスキャンデータをご提出ください。 参考：各種証明書請求手続：法務局（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00002.html）
法人事業税及び法人住民税の 納税証明書	所管の都道府県税事務所へ申請し、発行された原本（コピーは不可）のスキャンデータをご提出ください。 また、法人税ではないため税務署に申請するものではないことにご留意ください。 ２つの税目が必要であることにもご留意下さい。

３．応募について（３）応募方法及び提出書類

「プロジェクト計画書」は最大20ページのフリーフォーマットです。

記載項目は審査基準に則っていますので、審査基準を考慮して作成してください。

プロジェクト計画書　記載項目（概要）
０．表紙：事業名、プロジェクトテーマ **１．企業概要：企業概要、事業概要、担当者情報** **２．開発・改良する製品の革新性（評価基準①）** • 本プロジェクトを通じて開発・改良を完了させる製品の内容および新規性・独自性、市場性、比較優位性、事業化可能性 **３．研究開発プランの具体性（評価基準②）** • 連携する研究機関・研究室の正式名称、連携する研究者の名称 • 本プロジェクトを通じて開発・改良を完了させる製品の、開発・改良における課題 • その課題を解決するための研究機関と応募事業者の役割分担、具体的な対応事項 • 実施体制・関与者の実績 **４．区内産業の振興への寄与（評価基準③）** • 本プロジェクトが対象とする産業テーマ • 板橋区の地域的・産業特性との親和性／産業振興への寄与の可能性 **５．社会課題解決への寄与（評価基準④）** • 開発改良完了後の製品が、将来的に解決を目指す社会課題・社会課題解決への意欲 • 開発改良完了後の製品による、板橋区における社会課題解決の見込み／区以外への水平展開・波及効果の見込み **６．プロジェクト完了後の区内での実証・実装可能性（評価基準⑤）** • 製品開発・改良後の、販売に向けた区内の実証フィールドを活用した実証・実装計画の具体性 **７．プロジェクトの収支計画**

４．審査方法・審査基準について

４．審査方法・審査基準について（１）審査方法

期日までに必要書類をご提出ください。

書類審査・プレゼン審査を行い、3月上旬頃に採択事業者を決定する予定です。

公募審査の全体像

ステップ		時期	実施内容
申込	応募書類提出	～2027年1月22日	■ プロジェクト計画書、誓約書等の必要書類の作成・提出
書類審査（一次審査）	書類審査	～2027年2月中旬	■ 審査基準に則り書類審査通過者を決定
	書類審査 結果通知	2027年2月中旬	■ 審査結果の通知（通過者には二次審査の案内）
プレゼン審査（二次審査）	プレゼン審査	2027年2月下旬	■ プレゼン審査を行い、採択事業者を決定
	プレゼン審査 結果通知	2027年3月上旬	■ 審査結果の通知

※プレゼンテーションの実施方法等の詳細は、一次審査結果通知時にご連絡します。
本プログラムで採択するプロジェクトは最大3件となりますので、応募多数時は総合評価の高い企業を採択します。
審査結果の詳細については公開せず、審査結果に関するご質問にはご回答しかねます。ご了承ください。
「３．応募について（１）応募資格」に示す資格を満たさないと判断した場合には、失格とします。

４．審査方法・審査基準について（２）審査基準

事業目的に沿って、５つの審査観点を設定しています。

審査観点	審査項目	配点
①開発・改良する製品の革新性	•開発・改良する製品は新規性・独自性、市場性・比較優位性を有しているか •開発・改良する製品は事業化可能性があるか	配点 計50点 （各10点）
②研究開発プランの具体性	•製品開発・改良における課題が明確であり、その課題を解決するための具体的な研究開発プラン（研究機関との連携方法、役割分担など）を有しているか	
③区内産業との親和性	•区の地域・産業特性を踏まえており、区の産業成長に繋がる分野を設定できているか	
④社会課題解決への寄与	•板橋区における社会課題解決に資する展開が見込めるか •板橋区以外における水平展開・波及効果が見込めるか	
⑤プロジェクト完了後の区内での実証・実装可能性	•開発・改良した製品を用いて区内での実証・実装を行う意欲・動機を有しているか •区内での実証・実装に向けた具体的なステップ・計画を立てられているか	

5．留意事項

5．留意事項

本事業の留意事項についてご確認のうえ、応募ください。

留意事項について	申請者は以下の点に留意のうえ、申請してください。 ✓ 本事業の採択後における、採択事業者の事由による辞退は原則として出来ません。 ✓ 審査結果の詳細については公開せず、審査結果に関するご質問にはご回答しかねます。ご了承ください。 ✓ 製品開発・改良の実施にあたっては関係法令等を遵守してください。 ✓ 本プロジェクトを通じて、区から提供を受けた電子データについては、プロジェクト終了後に破棄してください。また、提供データをプロジェクトの実施以外の目的で使用することや、区が権利を有する提供データや情報及びプロジェクトに係る成果物を、区の承諾を得ずに第三者に提供することを禁止します。

６．本事業の問い合わせ先

６．本事業の問い合わせ先

本事業についてのお問い合わせは、事務局である合同会社デロイト　トーマツの
専用メールアドレスにご連絡ください

事務局		合同会社デロイト トーマツ
問合せ先		itabashi_co-creation@tohmatsu.co.jp
事務局の企業情報	発足年月	2025年12月
	代表者	代表執行役　長川 知太郎 代表執行役　鹿山 真吾
	人員数	約12,000名（子会社含む）（2026年5月時点）
	事業内容	合同会社デロイト トーマツは、日本の経済・社会に貢献するために多様な専門家を擁する国内最大規模のプロフェッショナルファームです。 監査・保証業務や税務・法務領域を含むデロイト トーマツ グループの総合力と国際力を活かし、複数専門分野を掛け合わせて、戦略策定から実行、またテクノロジーの実装や運用など、End-to-Endのサービスを提供します。また、業界知見を深化させ、クライアントの持続的な成長や新産業創造を支援します。
	URL	https://www.deloitte.com/jp/ja/about/group/deloitte-tohmatsu-llc.html